

大野城市備蓄計画

平成 25 年 3 月 策定

平成 27 年 3 月 改訂



【 目 次 】

1	はじめに	2
2	基本的な考え方について	3
2-1.	備蓄物資の必要量	3
2-2.	備蓄食糧の目標量	4
2-3.	品目の選定方針	6
2-4.	備蓄品の数量・品目	7
2-5.	備蓄品の保管・管理・活用	9
2-6.	災害対応従事職員用の備蓄	10
3	流通備蓄について	10
4	家庭内備蓄について	12
5	自主防災組織の備蓄について	14
6	事業所等の備蓄について	15

1. はじめに

この計画は、大野城市地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、東日本大震災や阪神・淡路大震災を教訓に、被災者の避難生活に必要な物資の備蓄・調達等について定めるものです。

また、基本的な方向性については、総務省消防庁の「緊急物資等の備蓄・調達に係る基本的な考え方」及び「福岡県備蓄基本計画（平成26年3月）」に準じて策定しています。

なお、備蓄に関する新たな課題等が生じた場合には、その都度検討し修正を行います。

2. 基本的な考え方について

震災時は、被災地域における流通機能が停止したり、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが懸念されることから、市民は、日頃から被災直後に必要な物資を備えておくことが必要です。

一方、震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想されます。このため、本市としては、自助・共助を基本としつつ、食糧、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材を備蓄します。

2.1 備蓄物資の必要量

備蓄物資の供給対象は、福岡県の「地震に関するアセスメント調査報告書（平成 24 年）」に基づき、震災の発生により、家屋の全壊、焼失のため、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な方とします。

「地震に関するアセスメント調査」では、本市の避難者数を 2,293 人と想定しているため、備蓄品は 2,300 人分とします。

■ 本市における地震災害被害想定

事 項		被 害 想 定
想定震度		最大震度6強
建物被害	建物全壊件数	577 棟
出火による被害	出火件数(炎上出火)	2 件
人的被害	死者	42 人
	負傷者	909 人
	要救出者数	398 人
	要後方医療搬送者数*	91 人
	避難者数	2,293 人

出典：福岡県地震に関するアセスメント調査報告書（平成 24 年）

※ 要後方医療搬送者：早急な治療を要する重傷者で、優先的に医療機関に搬送すべきと判断される者

2.2 備蓄食糧の目標量

避難所の備蓄食糧については、総務省消防庁の「緊急物資等の備蓄・調達に係る基本的な考え方」では3日分程度と設定していますが、福岡県では「福岡県備蓄基本計画」において、市町村に対し1日分の現物備蓄と1日分の流通調達を示しています。

これを踏まえ本計画では、備蓄量を1日分とし、それ以降の食糧等については、食品製造業者や小売業者との協定により調達を行うこととします。

主な理由は以下に示すとおりです。

- ① 交通網が発達した地域であり、九州自動車道や国道3号など、物資の輸送における幹線を担う道路に隣接している。
- ② 周辺に大規模な小売業者も多い地域である。
- ③ 内陸部であるため津波被害の影響が無い。

「道路の寸断や情報の途絶、ライフラインの機能不全等から、被災地域内の物流・流通機能等が停止し、災害発生から3日間程度（広域的な地震災害においては、3日間以上）は被災地外から孤立した状態が続くことが懸念される。」

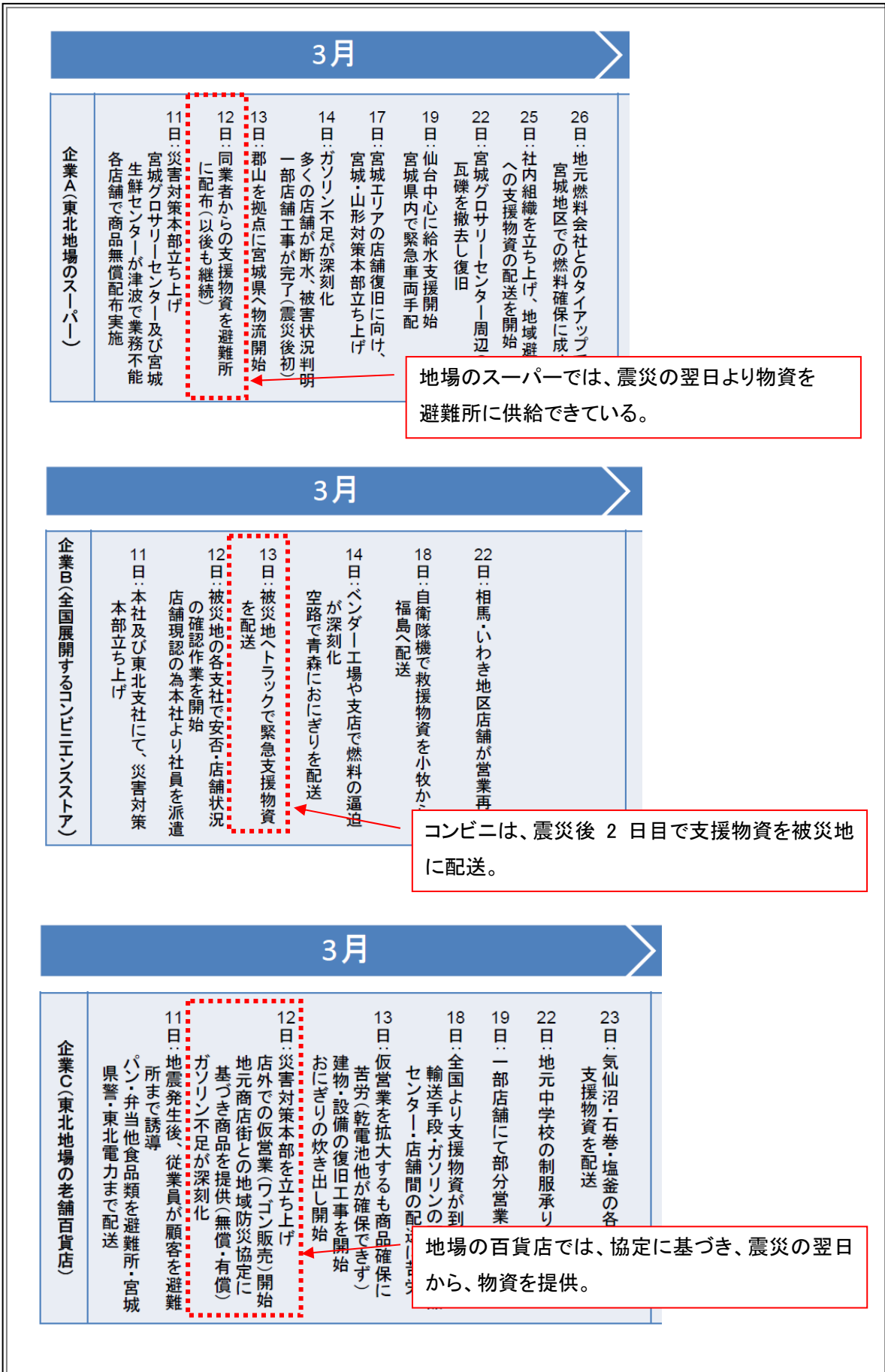
出典：消防庁「緊急物資等の備蓄・調達に係る基本的な考え方」

(参考1) 自助・共助・公助による備蓄目標量

	現物備蓄	調達（流通備蓄） 他県等からの支援
県民等	3日分	
市町村	1日分 〔当面、平成27年度末までに1/3日分、 30年度末までに2/3日分〕	1日分
県	1/3日分	
他県等 からの支援		1日分

出典：福岡県備蓄基本計画(平成26年3月27日策定)

【参考資料-1】東日本大震災における物流事例 経済産業省資料より抜粋



2.3 品目の選定方針

〔飲料水・食糧・衛生用品〕

飲料水、食糧については、原則として5年間の賞味期限を有するものを購入します。

5年間の保存が利かないものについては、賞味期限ができるだけ長いものを購入します。

また、衛生用品についても原則5年間の消費期限を有するものとし、保存が利かないものについてはできるかぎり長いものを選びます。

なお、おむつや生理処理用品などは消費期限の定めがありませんが、直接肌に触れるものであり清潔であることが求められることから、納品から5年を目安に入れ替えを行います。

〔寝具・什器・仮設トイレ等の生活必需品〕

避難所生活に必要な寝具類（毛布・マット）や什器類（紙食器、調理器具など）、照明類（ランタン、懐中電灯）、仮設トイレを備蓄し、仮設トイレについては、従来の簡易設置型とともに、マンホールトイレや水洗式などの導入も検討していきます。

また、不足する生活必需品については、県や市町村、企業との協定に基づき、支援を要請します。

〔プライバシーへの配慮〕

避難所では他人どうしが1つの空間で生活することを余儀なくされるため、プライバシーへの配慮が必要となります。

これを踏まえ、パーティションやテントなど、一定のプライバシーを確保できる資機材を備蓄し、併せて品目や運用等の研究を行っていきます。

〔女性への配慮〕

着替えや授乳など人目に触れたくない行為、性犯罪の防止などへの対策が必要であることから、着替えや授乳に使用できるテントなどの備蓄や、女性用品など女性に配慮した物品の備蓄を行います。

また、女性の意見を取り入れながら必要な物品の検討、避難所のレイアウトやセキュリティの研究を行います。

〔高齢者や乳幼児などの要配慮者への配慮〕

高齢者や乳幼児の避難所生活に配慮し、やわらかい食糧、粉ミルク、哺乳瓶などや、介護用、乳幼児用の紙おむつなどの備蓄を行います。

また、仮設トイレのバリアフリー化等を検討します。

〔食物アレルギー体質者への配慮〕

厚生労働省によると、現在、わが国では全年齢をとおして約 2%の人が何らかの食物アレルギーを持っていると推定されます。これを踏まえ、農林水産省が指定する27品目のアレルギー物質を使用しない食品や乳アレルギー対応粉ミルクの備蓄を行います。

2.4 備蓄品の数量・品目

備蓄品目については、救援物資等が到達するまでの間、避難者にとって必要な飲料水、食糧、生活物資を選定します。

(1) 避難者数想定

基本となる避難者総数は 2.1 で記述のとおり 2,300 人とし、詳細については下記のとおり想定します。(大野城市年代別人口 平成 26 年 10 月 30 日現在)

① 男女の割合

本市人口の男女割合から男性 1,100 人、女性 1,200 人。

② 高齢者の割合

本市人口の高齢化率(約 19%)から 440 人。

③ 乳幼児の割合

本市人口の0歳から4歳までの割合(約 5.4%)から 130 人。
うち、乳児は人口の0歳児の割合(約 1.1%)から 30 人。

④ 食物アレルギー保有者の割合

厚生労働省のデータに基づき、避難者数のうちの約 2%の 50 人。

※ ②~④の数値については十人未満切り上げとする。

(2) 品目と数量

上記の避難想定者数と必要物資を検討した結果、下記の品目と数量を備蓄します。なお、品目と数量については下記の表を目安として今後のニーズや被害想定に応じて柔軟に変更するものとします。

【物資・資機材】

2,300人当たりの数量

番号	品名	単位	基礎数量
1	水	リットル	6,900
2	アルファ米	食	2,400
3	米	kg	500
4	レトルト(サバ)	食	2,300
5	レトルト(ハンバーグ)	食	2,300
6	レトルト(筑前煮)	食	2,300
7	パン(オレンジ)	缶	760
8	パン(ココア)	缶	770
9	パン(黒まめ)	缶	770
10	哺乳瓶 250ml	本	23
11	缶入り粉ミルク 320g	缶	9
12	毛布	枚	2,300
13	やかん 8ℓ	個	10
14	折り畳み式ポリタンク 20ℓ	個	115
15	ポリタンク 20ℓ	個	25
16	給水袋 6ℓ	枚	2,300
17	浄水器	台	15
18	折り畳み式コンテナ 30ℓ	個	10
19	ランタンライト	個	230
20	懐中電灯	本	180
21	ラジオ	個	46
22	救急セット(50人用)	セット	23
23	折り畳み式アルミマット	枚	1,150
24	紙コップ	個	4,600
25	紙皿	枚	4,600
26	紙ボウル	枚	4,600
27	割り箸	膳	2,300
28	使い捨てスプーン	本	2,300
29	大人用紙おむつ(M)	枚	800
30	大人用紙おむつ(L)	枚	200

番号	品名	単位	基礎数量
31	幼児用オムツ(M)	枚	600
32	幼児用オムツ(L)	枚	400
33	生理処理用品	枚	2,700
34	マスク(大人用)	枚	2,300
35	マスク(子ども用)	枚	1,150
36	タオル	枚	2,300
37	歯ブラシ	本	2,300
38	軍手	双	1,150
39	トラロープ	巻	7
40	パーティション	組	230
41	プライベートルーム	張	23
42	簡易トイレ	機	46
43	トイレ用テント	張	46
44	発電機	機	5
45	コードリール	個	4
46	炊き出し用カマドセット	台	6
47	カセットコンロ	台	8
48	カセットボンベ	本	96
49	リヤカー	台	6
50	布担架	台	5
51	電池(単1)	個	1,000
52	電池(単2)	個	360

2.5 備蓄品の保管・管理・活用

〔保管と管理〕

備蓄品の保管場所については山田多目的倉庫を主の拠点とし、2,300人分のうちの1,500人分を保管します。また、リスクの分散のため、各コミュニティセンター内に200人分ずつ、計800人分を保管します。

食糧などの消費期限のあるものについては、期限が切れる1年前までに入れ替えることとします。

〔活用〕

消費期限が残り1年となり、入れ替えの対象となった物品については、市あるいは自主防災組織が主催する防災訓練などに提供し、地域や家庭での備蓄促進、啓発に活用することとします。

また、防災訓練などでは活用しにくい衛生用品などについては公的機関が行う慈善事業への提供などにより活用します。なお、活用数量については、その年度の残数や使用見込に基づき、適切に管理します。

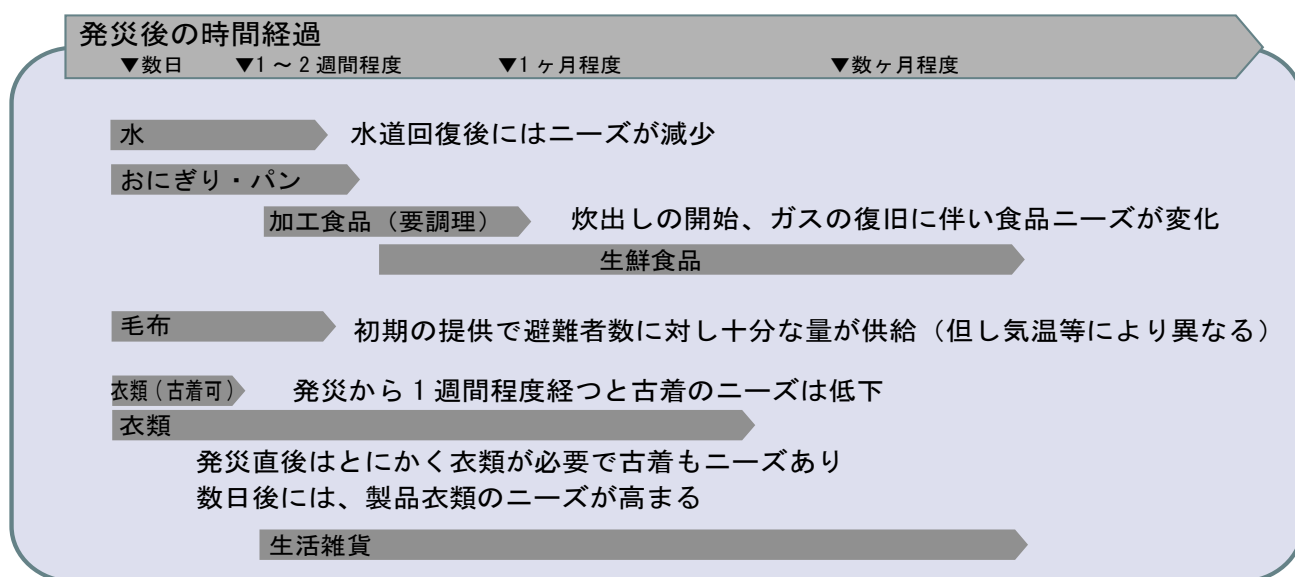
2.6 災害対応従事職員用の備蓄

災害対応に従事する職員を対象とした3日分以上の飲料水、食糧、生活物資の備蓄に努めます。

3. 流通備蓄について

本市では、民間企業等との協定を進めていく予定です。
候補企業は、流通ネットワーク及び大量の物資を保有する企業とします。
協定を結ぶ内容については、東日本大震災の教訓から以下の表に示されている品目が中心となります。
また、市との協定締結企業だけでは物資の確保が困難な場合は、福岡県及び県と協定を締結する企業に支援を依頼します。

【被災者の物資ニーズの変化】



出展：「災害時における流通業の課題と今後の対応について」平成24年5月 経済産業省

1日分は山田多目的倉庫及び4コミュニティセンター倉庫で備蓄することから、民間企業との協定により確保する食糧の量は、2日分（2,300人×3食×2日=13,800食）とします。

【協定締結企業・団体】（平成27年2月 現在）

- ・筑紫農業協同組合 食糧（米や野菜など）の確保

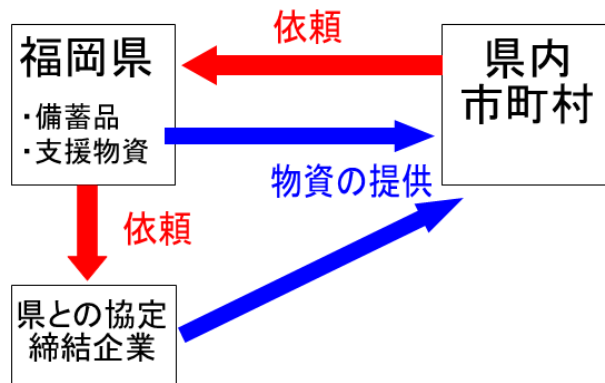
【参考資料-2】福岡県の企業等協定一覧表

【福岡県と企業等の協定一覧表（「福岡県の備蓄物資の現状と見直しについて」より抜粋）

企業等との協定 （平成 23 年 10 月 31 日現在）

項目	協定名	協定締結の相手方	主な内容
医療・医薬品 関連	災害時の医療救護活動に関する協定	社団法人 福岡県医師会	医療救護班の派遣、災害医療救護計画、医療救護班の業務、医療救護班の輸送、医薬品等の供給、医療費、研修及び訓練、費用負担
	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	社団法人 福岡県歯科医師会	医療救護班の派遣、災害医療救護計画、歯科医療救護班の業務、歯科医療救護班の輸送、医薬品等の供給、医療費、研修及び訓練、費用負担
	災害時における医薬品等の供給に関する協定	福岡県医薬品卸業協会 福岡県医療機器協会	医薬品、医療機器の確保
	災害派遣医療チームの派遣に関する協定	独立行政法人国立病院機構九州医療センター、福岡県再生会福岡総合病院、福岡大学病院、九州大学病院、北九州市立八幡病院、北九州総合病院、飯塚病院、久留米大学病院、聖マリア病院	災害時における福岡県災害派遣医療チーム（福岡県 DMAT）の派遣
食糧 関連	災害時における食糧供給協力に関する協定	(株)東筑軒、北九州駅弁当、クラウン製パン(株)、中屋フーズ(株)、(株)リョーユーパン、(有)菓舗だいふく	おにぎり、パンの確保
	災害時における食糧等物資の供給に関する協定	(株)ローソン ----- (株)セブンイレブン・ジャパン	おにぎり、パンの確保等（生活必需品等も可能）
	災害時における物資の供給に関する協定	全国農業協同組合連合会福岡県本部	米(要精米)、インスタント食品、肉類、飲料水等の供給
生活必需品 関連	災害時における物資供給協力に関する協定	九州百貨店協会	寝具、被服、光熱材料、日用品等
	災害時における物資の供給に関する協定	イオン九州(株)、(株)イズミ、(株)サンリブ、(株)西鉄ストア、(株)ミスターマックス、マックスバリュ九州(株)	寝具、被服、光熱材料、日用品等（食糧も可能）
日用品 関連	災害時における物資の供給に関する協定	嘉徳無線(株)【グッデイ】、(株)ナフコ ----- NPO法人コメリ災害対策センター	ブルーシート、レジャーマット、バケツ、ロープ、ポリタンク等（生活必需品も可能）
	災害時における機材の供給に関する協定	(株)アクティオ、太陽建機レンタル(株)、(株)レンタルのニッケン	移動トイレ、発電機、車椅子等
災害応急活動 支援	災害時における支援・協力に関する協定	福岡県農業協同組合中央会	J Aグループの連絡、調整を図り、組合員に対して必要な要請等
	災害時における県民生活安定に関する基本協定	福岡県生活協同組合連合会	応急生活物資の確保、医療・保健活動の確保、ボランティア活動の支援
	大規模災害発生時における相互協力に関する協定	西日本高速道路株式会社 九州支社	S A、P Aの防災拠点としての利用、緊急開口部を活用した緊急車両の通行、災害対策等に係る資機材及び物資の供給等

【参考資料-3】県から市町村への支援の流れ（イメージ図）



4. 家庭内備蓄について

市民に対しては、総合防災訓練や総合避難訓練、防災展示等の機会を利用して家庭内備蓄の啓発、普及に努めます。

(1) 基本的な考え方

発災直後は、流通機能が麻痺し物資を購入できない可能性が高く、備蓄品が行き渡らないことも想定されることから、市民に対し日常の食糧を多めに購入することで一定量の食材を保有する方法を含め、避難生活に必要な物資の3日分以上を備蓄することを呼びかけます。

(2) 品目の目安

市民が備蓄すべき物資の目安を、以下の品目とします。

- ・飲料水（1人1日分3リットル）
- ・食糧
- ・生活物資（救急セットや常備薬、トイレットペーパー、生理処理用品等）

(3) 要配慮者の為の物資の確保

高齢者や乳幼児、食物アレルギー体質者などの要配慮者がいる家庭については、柔らかく飲み込みやすい食糧、紙おむつ、粉ミルク、アレルギー対応食など必要となる物資の確保を呼びかけます。

(4) 保管場所

物資の保管場所は、耐震性があること、洪水等の際に浸水しないこと、避難の際に持ち出しやすいこと等に配慮して選定するよう呼びかけます。また、物資の中でもすぐに必要となる飲料水、食糧、衣類、医薬品、懐中電灯、ラジオ、乾電池などは非常用持ち出し袋に入れ、すぐに持ち出せるように準備しておくことを推奨します。

【参考資料-4】家庭内で備蓄する物資の条件と例

① 物資の条件

次のような条件を満たしたものが、備蓄食糧として適しています。

①	日常生活にも使え、なおかつ長期間保存に耐えられるもの (乾物類は日本の伝統食品で保存日数も長く栄養もある)
②	調理にあまり手間のかからないもの
③	持ち運びに便利なもの
④	必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの

② 物資の例

具体的に、備蓄食糧となる食糧品を例示します。特別に災害用食糧を用意しなくても、普段購入しているものを上手に活用することで、まかなうことができます。

次の表を参考に、栄養バランスを配慮し、かつ家族の好みに合うものを、普段から購入するよう、心がけることが大切です。

主食	レトルト主食(白米、五目御飯、白粥)、米、冷凍おにぎり、冷凍めん、個包装もち、粉類(小麦粉、ホットケーキミックス)、アルファ化米(御飯、五目御飯、山菜おこわ、赤飯)、乾パン、即席めん、ビスケット、クラッカー、せんべい、シリアル類、乾めん(うどん、そば、そうめん)、スパゲッティ、マカロニ、ビーフン
主菜	魚・肉缶詰(味付け、水煮)、レトルト肉料理、シチュー類缶詰、高野豆腐
副菜	野菜類煮物缶詰、サラダ缶詰、フリーズドライ食品(野菜、豆類)、カレー・シチュー(缶、レトルト)、麩、インスタントみそ汁、梅干、らっきょう、漬物、乾物類(切り干し大根、乾燥わかめ、かんぴょう、昆布、干し椎茸、かんでん、春雨、干えび、煮干し、のり※、削りぶし※、チーズ、干し芋 (※はお水やお湯は不要です))
調味料	ビン入り塩、調味料パック(みそ、塩、ソース、ケチャップ、マヨネーズ)、コンソメ、ごま、こしょう、フリーズドライ食品(みそ、しょうゆ)
嗜好品	ようかん、あめ、チョコレート、果物缶詰、スナック菓子、ふりかけ、ティーパック(紅茶、お茶)
飲料	ミネラルウォーター、お茶類(ペットボトル・缶)、スポーツ飲料、トマトジュース、野菜ジュース、フルーツジュース、スープ缶、ロングライフ牛乳、スキムミルク
生活物資	救急セット、常備薬、カセットコンロ、カセットボンベ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、割り箸、紙コップ、紙皿、ラップ、衣類(特に下着)、生理処理用品、雨具、トイレトーパー、ウェットティッシュ、歯ブラシ
その他	紙オムツ(高齢者用、乳幼児用)、粉ミルク、哺乳瓶、離乳食、アレルギー対応食など、要配慮者が必要とする物

注) 食糧や生活物資の中には、お水やお湯が必要になるものがあります。なお、密閉していない、又は開封後の飲料水については3日を限度に入換え、古いものは生活用水として利用しましょう。また、浴槽の掃除をするまでの間、残り湯を捨てずに貯めておくことでトイレや洗濯に利用することができます。

5. 自主防災組織の備蓄について

自主防災組織に対しては発災直後に公民館等に避難してくる住民の3日分以上の食糧、飲料水及び自主防災活動に必要な資機材等の備蓄を呼びかけます。

(1) 基本的な考え方

自主防災組織は発災時の初期消火、救出・救護活動、避難誘導、炊き出しなど自主防災活動を効果的に実施できるよう資機材の整備を呼びかけます。

また、持ち出し袋を携帯していない避難者が避難してくる場合を考慮し、飲料水や食糧、生活物資を備蓄することを呼びかけます。

(2) 品目の目安

自主防災組織が備蓄すべき物資の目安を、以下の品目とします。

- ・飲料水、食糧、生活物資
- ・初期消火、救出・救護、避難誘導、炊出し等に必要な資機材

(3) 要配慮者のための物資の確保

食糧はもちろん、避難誘導資機材として車椅子やリヤカー、担架など、要配慮者の避難や避難生活を想定した物資の備蓄を呼びかけます。

(4) 保管場所

物資の保管場所は、耐震性があること、洪水等の際に浸水しないこと、避難の際に持ち出しやすいこと等に配慮して選定の上、関係者に周知するよう呼びかけます。

【参考資料-5】自主防災組織で備蓄する物資の例

飲料水、食糧、多人数用救急セット、簡易トイレ、トイレトーパー、毛布、タオル、ポリタンク、発電機、投光機、工具類、シャベルやハンマーなどの土木作業用品、ヘルメット、軍手、誘導棒、反射材付きベスト、車椅子、リヤカー、担架、炊き出し用釜、薪やガスボンベなどの燃料、調理器具、使い捨て食器類

6. 事業所等の備蓄について

事業所等に対しては、従業員等の食糧、飲料水及び必要な資機材等の備蓄を呼びかけます。

(1) 基本的な考え方

事業所は発災後、サービスの継続やいち早い復旧を図るため、また、発災直後の一斉帰宅による帰宅困難者の大量発生などの混乱を避けるため、従業員等を一定期間事業所に留め置く必要があります

このため、従業員等の3日以上分の食糧や生活物資を備蓄するよう呼びかけます。

(2) 従業員以外用の備蓄

集客施設を要する事業所に対しては来客の一時的な滞在を想定した備蓄の検討を呼びかけます。

(3) 品目の目安

事業所が備蓄すべき物資の目安を、以下の品目とします。

- ・飲料水（1人1日分3リットル）
- ・食糧
- ・生活物資（救急セット、毛布、衣類、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理処理用品、口腔衛生用品等）

(4) 要配慮者の為の物資の確保

事業所内に一定期間滞在する者（従業員、来客等）に要配慮者が含まれる場合を想定し、柔らかく飲み込みやすい食糧、紙おむつ、粉ミルク、アレルギー対応食など必要となる物資の確保を呼びかけます。

(5) 保管場所

物資の保管場所は、耐震性があること、洪水等の際に浸水しないこと、避難の際に持ち出しやすいこと等に配慮して選定の上、従業員に周知するよう呼びかけます。

【参考資料-6】事業所で備蓄する物資の例

事業所全体	飲料水、食糧、多人数用救急セット、医薬品、簡易トイレ、トイレットペーパー、毛布、タオル、衣類、生理処理用品、ポリタンク、ラジオ、発電機、投光機、その他要配慮者が必要とする物
従業員個人	飲料水、食糧、常備薬、懐中電灯、ラジオ、防寒着、雨具、衣類、軍手、靴やスリッパ、乾電池

